



雨水的な生活アメアメプロジェクト

雨とうまく付き合うまちづくりへ

私たちの生活に水の恵みを与え、時に災害をもたらす「雨」。雨との付き合い方やまちづくりへの活用を考える「第3回雨水ネットワーク会議全国大会2010 in 松山」(大会愛称・雨水的生活アメアメプロジェクト)を8月5日(木)・6日(金)に総合コミュニケーションセンター(湊町七丁目)で開催します。親子で楽しめるイベントもありますので、ぜひお越しください。

8/5 基調講演・事例発表など

【場所】 キャンペリアホール
【内容】 13時〜基調講演 京都大学教授・石川裕彦さんによる「豪雨・渇水・水資源」気象予報士・三ヶ尻知子さんによる「テレビでできない天気の話」 15時30分〜事例発表 雨の恵みプロジェクト(ライオン株)一般世帯用雨水タンクの最適容量愛媛大学教授・藤原正幸さん



三ヶ尻知子さん



石川裕彦さん

【参加費】 無料
【期間】 1日(雨天中止)

第3回 雨水ネットワーク会議全国大会2010 in 松山 開催

8/6 分科会・パネルディスカッション

【場所】 分科会 2階研修会議室 雨との付き合い方を考える
【内容】 9時〜分科会「山」「里」「町」「海」の4分科会
【参加費】 無料

2日とも申し込み必要

大会公式ホームページ <http://www.ameame-p.net/> またはアクセスで住所、氏名、連絡先、参加希望日(6日は分科会名)を水資源担当部長付内実務委員会事務局へ

親子向けイベント開催

【内容】 巨大すごろくで水の循環を学ぼう
▼カラフルシャボン玉大会
▼分だけの傘かざり作り
▼雨みず鉄砲体験 など
【定員】 各15人程度
【参加費】 無料
※詳しくはホームページをご覧ください

雨をテーマに応募しよう!

【内容】 雨を題材にした川柳などの作品を募集します。入賞者にプレゼントを用意いたします。ぜひご応募ください。
※詳しくはホームページをご覧ください

お問い合わせは、水資源担当部長付 ☎948 6223・☎934 1886へ

平成22年度 高齢者医療制度

納入通知書7月中旬発送

保険料は期限内納付を

今年度の保険料の納入通知書を、7月中旬に発送します。保険料の均等割額は4万1,227円、所得割率は7.84%で、軽減措置も行います。

平成22年度の 保険料は

1人当りの保険料(年額)は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得による「所得割額」の合計額です。

保険料(年額)の計算

均等割額	4万1,227円
+	所得割額
$(前年の総所得金額等 - 33万円(基礎控除額)) \times 7.84\%(所得割率)$	
1人当たりの保険料(年額)	
最高限度額50万円(10円未満切り捨て)	

① 所得の低い人

【均等割額】同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額をもとに、左表のとおり軽減

総所得金額等が下記の金額以下の場合	軽減割合	軽減後の金額
基礎控除額(33万円)を超えない世帯で被保険者全員が年金収入80万円(その他の各種所得がないこと)	9割	4,122円
基礎控除額(33万円)	8.5割	6,184円
基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数(被保険者の世帯主を除く)	5割	20,613円
基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数	2割	32,981円

次の①または②に該当する人が対象となります。

② 制度加入の前日まで社会保険の被扶養者であった人
加入後、当分の間、均等割額は9割軽減となります。なお、国民健康保険(国民健康保険組合を含む)の加入者で

あった人は除きます。
※所得割額は0円となります
保険料の納付方法は2つ

年金額の年額 18万円未満ですか?

はい → 年金額の2分の1を超えますか?

はい → 特別徴収(年6回)

いいえ → 介護保険料との合算額

いいえ → 普通徴収(年9回)

特別徴収(年6回)								
年金から保険料を天引き								
仮徴収			本徴収			平成23年2月		
4月	6月	8月	10月	12月	平成23年2月			
前年の所得の確定までは仮算定した保険料額(原則、前年度2月分と同額)			7月に確定する前年の所得により算定した年間保険料額から、仮徴収分を引き3期に分けた額					
申し出により変更できます								
普通徴収(年9回)								
7月中旬に発送する納付書で期限内に指定金融機関で納付。申し出により口座振替ができます								
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
平成23年								
8/2(月)	8/31(火)	9/30(木)	11/1(月)	11/30(火)	12/27(月)	1/31(月)	2/28(月)	3/31(木)

お問い合わせは、高齢福祉課 ☎948 6941・☎934 1763へ